

平成27年第2回
西多摩衛生組合議会定例会会議録

平成27年11月26日

西多摩衛生組合議会

平成27年第2回西多摩衛生組合議会定例会

1 日 時 平成27年11月26日(木)午後1時24分

2 場 所 西多摩衛生組合大会議室

3 出席者 正副管理者

管 理 者	並木 心	副管理者	竹内 俊夫
副管理者	加藤 育男	副管理者	石塚幸右衛門

会計管理者	小林 健朗
監査委員	田村 桂一

出席議員

1 番 石川 修	2 番 小川 龍美	3 番 古宮 郁夫
4 番 工藤 浩司	5 番 山内公美子	6 番 山崎 勝
7 番 瀧島 愛夫	8 番 門間 淑子	9 番 鈴木 拓也
10 番 田村 昌巳	11 番 乙津 豊彦	12 番 池田 公三

欠席議員

な し

西多摩衛生組合

事 務 局 長	宮崎 長寿	施 設 長	島田 善道
総 務 課 長	鈴木 啓治	財 務 担 当 主 幹	松澤 昭治
フレッシュランド西多摩課長	石川 良仁	計 画 管 理 課 長	古谷 浩明
維持運転課長	中島 勲	維持管理担当主幹	荒井 嘉之

構成市町職員

青梅市環境部長	大谷 繁	福生市生活環境部長	北村 章
羽村市産業環境部長	加藤 秀樹	瑞穂町住民部長	横澤 和也

平成27年第2回西多摩衛生組合議会 定例会議事日程

平成27年11月26日(木)
午後1時24分 開議
西多摩衛生組合大会議室

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 認定第1号
平成26年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定について

日程第4 議案第9号
西多摩衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第10号
平成27年度西多摩衛生組合補正予算(第1号)

日程第6 議案第11号
平成27年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について

日程第7 27陳情第1号
入札業者選定が「行政処分ではない」との見解の是正を求める件

日程第8 議員派遣について

午後1時24分 開会

○議長（田村昌巳） 皆さん、こんにちは。ちょっと早い時間ですけれども、始めさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、平成27年第2回西多摩衛生組合議会定例会の通知を申し上げましたところ、公私ともお忙しい中、全員のご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

議員現在数12名、出席議員12名、よって、定数に達しておりますので、本日の議会は成立いたしました。

ただいまより平成27年第2回西多摩衛生組合議会定例会を開会いたします。

この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。並木心管理者。

○管理者（並木 心） それでは、お許しをいただきまして、ごあいさつを申し上げます。

本日は、平成27年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集申し上げましたところ、大変お忙しい中にもかかわらず、全員の議員の皆さまにご出席を賜り、開催できますことを厚く御礼申し上げます。

また、日頃より、当組合の運営につきまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことを重ねて御礼申し上げます。

さて、現在の組合事務事業の状況であります。構成市町からのごみ搬入量につきましては、平成27年10月末現在で、可燃ごみ、約3万7,800トンが搬入されております。

これは、前年同期との比較で、約120トン、0.3%の減少となっており、平成27年度末の年間搬入量では、前年度の実績とほぼ同量となる、6万2,600トンが搬入されるのではないかと見込んでおるところでございます。

また、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づきまして、昨年度に引き続き、今年度も実施しております。小金井市の可燃ごみ焼却処理委託につきましては、10月末現在で、約1,100トンを受け入れております。

なお、議長を通じ、先にお知らせいたしましたとおり、平成27年10月28日付で、小金井市より、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施要綱第16条に基づく、平成28年度の可燃ごみ処理支援の依頼がまいりました。

この小金井市からの依頼につきましては、11月9日に開催いたしました西多摩衛生組合正副管理者会議におきまして、多摩地域ごみ処理広域支援ブロック協議会での調整内容と、環境センターの技術的措置対応等を総合的に勘案した結果、支援協定の趣旨に則り、平成28年度も引き続き、支援受託をしていくことと決定いたしました。

広域支援の状況等の詳細につきましては、後ほど議員全員協議会でご報告をさせていただきます。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況でございますが、おかげをもちまして、今年、平成27年11月4日に、平成13年10月の開設から数え、入館者200万人を達成することができました。

また、災害発生時にフレッシュランド西多摩を避難所として活用したいとの、構成市町からの依頼を受けまして、合意形成が整ったことから、去る平成27年10月1日付にて、構成市町と当組合との間において、「災害時における避難所施設利用に関する協定」を締結させていただきました。

これにより、万一の災害時には、各構成市町からの開設依頼に基づき、組合施設を当該市町の二次的な避難所として活用することができます。

フレッシュランド西多摩につきましては、地域交流の拠点として、また、地域住民の憩いの場として、今後とも多くの皆様にご利用していただけるよう、さらなるサービスの向上に努めてまいりたいと考え

ております。

なお、今定例議会には、決算認定案件1件、条例案件1件、補正予算案1件、分賦金の変更案件1件、合わせて4件の議題をご提案申し上げております。

いずれも、重要な案件でございますので、よろしくご審議の上、ご認定、ご決定をいただきますようお願い申し上げます。開会に当たりましてのあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田村昌巳） 以上で管理者の発言は終わりました。

これより議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元にご配布いたしましたとおりでございますので、よろしくお願い申し上げます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、議会会議規則第53条の規定により、議長において指名をいたします。

3番 古宮 郁夫 議員

4番 工藤 浩司 議員

以上、2名を指名をいたします。

この際、諸報告事項がございますので、事務局長より報告をいたします。宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） それでは、諸報告をさせていただきます。

初めに、本定例会の招集通知につきましては、平成27年11月19日付、西衛発第553号で、平成27年第2回西多摩衛生組合議会定例会を招集した旨、管理者より議長あてに通知があり、これを受理してございます。

次に、本定例会の会期でございますが、提出案件の件数、また、その内容等を考慮いたしまして、本日1日限りとしてお諮りすることとさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程でございますが、既にお手元にご配布しておりますとおりの議事日程で進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議事運営でございますが、一括議題につきましては、日程第5、議案第10号、平成27年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）と、日程第6、議案第11号、平成27年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての2件につきましては、関連がございますので、一括してご審議を願うこととさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

最後になりますが、本定例会における議事説明員として、正副管理者、代表監査委員、会計管理者及び事務局長以下事務局職員が出席しておりますことを、ご報告申し上げます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 以上で報告は終わりました。

なお、本日の議事運営につきましては、ただいま報告いたしましたとおり進めますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、日程第2、会期の決定についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

今次、定例会の会期については、11月26日、1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。よって、会期については、本日1日限りとすることに決定いたしました。

これより議案審議に入りますが、議会会議規則により質疑は同一議員につき同一議案について3回までとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、日程第3、認定第1号、平成26年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） それでは、認定第1号、平成26年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件につきまして、ご説明申し上げます。

平成26年度のごみ搬入量につきましては、実績を申し上げますと、構成市町からのごみ搬入量は約6万3,000トンで、平成25年度と比較いたしますと、約300トン、0.5%の微減となっております。

一方、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき実施いたしました、小金井市の可燃ごみの受入量は、約2,400トンで、これは、平成25年度の広域支援受託量と比較し、約930トン、61.5%の増量となっております。この結果、構成市町分と広域支援分を合わせた総搬入量は、前年度とほぼ横ばいの6万5,400トンでありました。

次に、環境センターの施設維持整備事業であります。平成26年度におきましても、工事縮小化計画に基づき、基礎的工事を見直し、これまでの施設維持水準を保ちながら、経常的経費の節減に努めたところであります。

また、平成26年度は、環境センターの長寿命化計画に基づき、4か年度で実施する、第1期基幹的設備改良工事の2年目に当たり、排ガス処理設備改良工事、及び高圧蒸気復水器改良工事を実施いたしました。

改良工事前の基幹的設備では、ボイラーでつくられた蒸気を、暖管など、発電以外の用途に消費しておりましたが、改良工事後は、この蒸気を発電のために有効活用できることから、さらなる省エネルギー化が図られ、環境負荷低減にも寄与できるものと考えております。

なお、震災以降実施しております、夏季の節電対策につきましても、徹底した運転管理を行い、引き続き、電気購入量の削減に努めたところであります。

次に、フレッシュランド西多摩の運営状況であります。平成26年度の浴場施設利用者数につきましては、1日平均で445人、年間では約13万6,400人の方々のご利用をいただいております。この利用者数につきましては、7月臨時会でも触れましたとおり、前年度対比で、約3,800人、率にして2.9%の増加となっており、地域の皆様の憩いの場として、幅広い年齢層の方々に親しまれる施設となっております。

このような状況を踏まえまして、決算の概要であります。歳入の収入済額は20億6,424万3,476円で、このうち約64%が構成市町分賦金による収入となっております。

歳出の支出済額は、19億8,754万6,587円で、予算現額に対する執行率は、約97%となっております。

歳入から歳出を差し引いた形式収支は、7,669万6,889円で、この歳入歳出差引額は全額、翌年度へ繰越金となるものであります。

以上が、決算の概要であります。平成26年度に計画いたしました事務事業につきましては、所期の目的を達成したものと考えております。

なお、決算の詳しい内容につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご

認定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（田村昌巳） 石川会計課長。

○会計課長（石川良仁） それでは、認定第1号、平成26年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の詳細につきまして、ご説明申し上げます。

恐れ入ります。お手元の決算書をご覧ください。

決算書の構成でございますが、2ページ、3ページが歳入歳出決算の総括表で、4ページから7ページにわたりましては、歳入歳出決算の内容となっております。9ページ以降につきましては、決算内容の詳細を記載いたしました事項別明細書となっております。

恐れ入ります。決算書の2ページ、3ページをお開き願います。

歳入歳出決算の総括表でございます。

歳入は、第1款分賦金から第6款組合債までの構成となっております。予算現額20億4,100万円に対しまして、調定額、収入済額ともに20億6,424万3,476円でございます。不能欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出でございますが、第1款議会費から第6款予備費までの構成となっております。予算現額20億4,100万円に対しまして、支出済額19億8,754万6,587円、不用額は5,345万3,413円でございます。不用額の主なものは、じん芥処理費における需用費での公害防止用薬品の購入量の減と、節電対策によります電気料の削減、及び工事請負費におきまして、施設維持整備工事の契約差金と高額な緊急工事が少なかったことによるものでございます。

以上が決算の総括でございます。

続きまして、決算内容の詳細につきましてご説明をさせていただきます。決算内容の詳細につきましては、9ページ以降の事項別明細書でご説明をさせていただきます。

恐れ入ります。決算書の10、11ページをお開き願います。

歳入におけます事項別明細書でございます。第1款分賦金でございます。第1款分賦金につきましては、収入済額13億2,316万円で、これは3市1町からの分賦金でございます。歳入総額の64.10%を占めております。

また、構成市町別の金額につきましては、備考欄のとおりで、割合で見ますと、青梅市が45.58%、福生市20.32%、羽村市19.59%、瑞穂町14.51%となっております。

次に、第2款使用料及び手数料につきましては、収入済額5,778万36円で、歳入総額の2.80%となっております。主なものといたしましては、第1項1目使用料で、フレッシュランド西多摩における浴場施設使用料の5,037万5,480円、多目的施設使用料159万3,450円、余熱利用施設行政財産使用料484万8,960円でございます。

続きまして、第3款繰越金でございます。第3款繰越金につきましては、収入済額、1億6,565万9,694円で、これは平成25年度からの繰越金でございます。歳入総額の8.03%となっております。

恐れ入ります。12、13ページをお開き願います。

第4款諸収入でございます。第4款諸収入につきましては、収入済額1億2,207万6,426円で、歳入総額の5.91%となっております。内訳といたしましては、第1項1目預金利子、これは歳計現金の運用による利子収入でございまして、収入済額23万9,635円でございます。

第2項1目弁償金は、フレッシュランド西多摩のロッカーキー紛失時の実費弁償2件分で、収入済額

は4,000円でございます。

続きまして、第2項2目雑入は、収入済額1億2,183万2,791円で、主なものは、多摩地域ごみ処理広域支援体制に基づき、小金井市の可燃ごみを受け入れたことによる可燃ごみ焼却処理委託受託金1億1,724万8,640円と、フレッシュランド西多摩における食堂施設の光熱水費や、自動販売機の電気料を含む余熱利用施設光熱水費307万9,911円でございます。

恐れ入ります。14、15ページをお開き願います。

第5款国庫支出金でございます。第5款国庫支出金につきましては、収入済額1億2,806万7,320円で、歳入総額の6.20%となっております。これは、循環型社会形成推進交付金制度を活用し、施工いたしました基幹的設備改良工事に対するの交付金1億2,687万5,000円と、放射性物質汚染対処特措法により義務付けられました、東日本大震災による原子力発電所の事故由来の放射性物質の測定に際し、生じた経費の一部につきまして、環境省からの廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金としての収入119万2,320円でございます。

次に、第6款組合債につきましては、収入済額2億6,750万円で、歳入総額の12.96%となっております。これは、平成26年度に実施いたしました基幹的設備改良工事の財源として、財務省から2億4,350万円と、東京都から2,400万円の借入を行ったものでございます。

以上、歳入につきましては、予算現額20億4,100万円に対しまして、調定額、収入済額ともに、20億6,424万3,476円でございます。不納欠損額、収入未済額はございません。

恐れ入ります。16、17ページをお開き願います。

歳出の事項別明細書でございます。

第1款議会費でございます。第1款議会費につきましては、第1項1目組合議会費におきまして、支出済額123万3,594円、予算現額に対しまして、執行率87.67%、不用額は17万3,406円でございます。主なものといたしましては、1節報酬の101万円でございます。

恐れ入ります。18、19ページをお開き願います。

第2款事務所費でございます。第2款事務所費につきましては、第1項1目一般管理費におきまして、支出済額1億6,314万6,621円で、予算現額に対しまして、執行率98.29%、不用額は283万1,379円でございます。主なものといたしましては、2節から4節までの人件費と、19節負担金・補助及び交付金でございます。

2節給料は、支出済額3,958万3,600円で、特別職4名及び一般職職員9名分の給料でございます。

次に、3節職員手当等でございます。支出済額は3,686万4,047円で、これは職員退職手当組合負担金を含む一般職職員の諸手当でございます。

恐れ入ります。20、21ページをお開き願います。

4節共済費でございます。4節共済費は、支出済額1,325万9,297円で、主なものは、職員共済組合負担金でございます。

次に、11節需用費は、支出済額607万2,982円で、主なものは、事務用品等を購入した消耗品費191万51円と、例規集や広報用資料の印刷製本費386万7,163円でございます。

恐れ入ります。22、23ページをお開き願います。

13節委託料でございます。13節委託料は、支出済額495万6,045円で、主なものは、環境センターの床ワックス掛けや、ガラス清掃を委託した庁舎清掃委託料80万7,840円と、職員健康診断委託料88万3,102円、サーバシステム構築業務委託料83万1,600円、事務所警備委託料81万円でございます。

次に、14 節使用料及び賃借料は、支出済額、662 万 9,353 円で、主なものは、パソコン及び複写機等の事務機器使用料 273 万 5,136 円と、組合予算の執行管理を行う財務会計システム使用料 138 万 3,984 円、職員の履歴管理や給与計算等に使用する人事給与管理システム使用料 112 万 3,386 円でございます。恐れ入ります。24、25 ページをお開き願います。

18 節備品購入費でございます。18 節備品購入費は、支出済額 273 万 3,219 円で、主なものは、庁用自動車の買い替えに伴う、214 万 8,939 円でございます。

次に、19 節負担金、補助及び交付金でございますが、支出済額は 4,972 万円で、主なものは、周辺市町地域振興負担金 4,800 万円と、地域環境対策協議会助成金 100 万円でございます。周辺市町地域振興負担金につきましては、羽村市・瑞穂町へ、組合周辺の環境対策費としての支出でございます。地域環境対策協議会助成金は、組合周辺住民で構成する環境対策協議会への支出でございます。

恐れ入ります。26、27 ページをお開き願います。

第 3 款じん芥処理費でございます。第 3 款じん芥処理費につきましては、第 1 項 1 目じん芥処理費におきまして、支出済額 15 億 5,825 万 1,251 円で、予算現額に対しまして、執行率 97.29%、不用額は 4,326 万 1,749 円でございます。主なものといたしましては、11 節の需用費、13 節委託料と 15 節の工事請負費でございます。

恐れ入ります。28、29 ページをお開き願います。

11 節需用費でございます。11 節需用費は、支出済額 2 億 2,678 万 4,524 円で、主なものは、公害防止用に用います活性炭、消石灰などの薬品類を購入した消耗品費 7,339 万 1,266 円と、施設稼働に要する光熱水費 1 億 3,326 万 4,721 円でございます。需用費の主な不用額は、公害防止用薬品の購入量の減と、節電対策によります電気料の削減によるものでございます。

次に、13 節委託料でございますが、支出済額は 2 億 3,194 万 8,583 円、主なものは、施設の運転管理の一部を民間委託いたしましたごみ焼却業務委託料 1 億 3,155 万 4,800 円と、施設稼働に伴う環境調査委託料 1,727 万 2,440 円、エコセメントの原材料となる飛灰を、二ツ塚の東京多摩エコセメント化施設へ運搬する飛灰搬出運搬業務委託料 1,599 万 3,775 円、法令等により実施義務のある電気設備点検委託料 1,039 万 3,920 円でございます。委託料における不用額は、契約差金によるものでございます。

恐れ入ります。30、31 ページをお開き願います。

15 節工事請負費でございます。15 節工事請負費は、支出済額 9 億 4,492 万 2,240 円で、主なものは、毎年実施をしております施設維持整備工事 4 億 9,123 万 5,840 円と、基幹的設備改良工事 3 億 9,744 万円でございます。工事請負費の不用額は、施設維持整備工事の契約差金と高額な緊急工事が少なかったことによるものでございます。

恐れ入ります。32、33 ページをお開き願います。

18 節備品購入費でございます。18 節備品購入費は、支出済額 75 万 816 円で、施設用備品として、アルゴン溶接機 1 台と草刈り機 2 台を購入したものでございます。

恐れ入ります。34、35 ページをお開き願います。

第 4 款余熱利用施設事業費でございます。第 4 款余熱利用施設事業費につきましては、第 1 項 1 目施設運営費におきまして、支出済額 1 億 6,642 万 504 円、予算現額に対しまして、執行率 97.54%、不用額は 418 万 4,496 円でございます。主なものは、11 節需用費、13 節委託料でございます。

恐れ入ります。36、37 ページをお開き願います。

11 節需用費でございます。11 節需用費は、支出済額 5,686 万 555 円で、主なものは、浴場施設運営

に要する上下水道料等の光熱水費 4,338 万 7,130 円でございます。

次に、13 節委託料でございますが、支出済額は 8,141 万 7,876 円で、主なものは、フレッシュランド西多摩全体の運営に係わる余熱利用施設運営業務委託料 6,431 万 9,443 円と、空調設備や、ポンプ・ボイラー等、施設に付随した機器の保守点検業務を委託した設備機器保守点検整備委託料 812 万 7,000 円でございます。

恐れ入ります。38、39 ページをお開き願います。

14 節使用料及び賃借料でございます。14 節使用料及び賃借料は、支出済額 278 万 3,487 円で、主なものは、サウナマット賃借料 262 万 2,240 円でございます。

恐れ入ります。40、41 ページをお開き願います。

第 5 款公債費でございます。第 5 款公債費につきましては、支出済額 9,849 万 4,617 円、予算現額に対しまして、執行率 99.99%、不用額は 2,383 円でございます。

第 1 項 1 目元金は、支出済額 8,888 万 5,815 円で、平成 12、13 年度に借入れを行いました余熱利用施設建設事業費の償還金 6,146 万 6,425 円と、平成 17 年度に借入れを行った焼却灰搬出設備改造工事費の償還金 2,741 万 9,390 円でございます。

第 1 項 2 目利子は、960 万 8,802 円で、元金と同様、余熱利用施設建設事業費と焼却灰搬出設備改造工事費に加えまして、平成 25 年度に借入れを行いました基幹的設備改良工事費の利子償還でございます。

第 6 款予備費の支出はございません。

以上、歳出につきましては、予算現額 20 億 4,100 万円に対しまして、支出済額 19 億 8,754 万 6,587 円、不用額は 5,345 万 3,413 円、執行率は 97.38%でございます。

恐れ入ります。43 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額 20 億 6,424 万 3,000 円、歳出総額 19 億 8,754 万 7,000 円、歳入歳出差引額は 7,669 万 6,000 円でございます。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は 7,669 万 6,000 円でございます。

恐れ入ります。44、45 ページをお開き願います。

財産に関する調書でございます。土地・建物ともに、決算年度中における増減はございません。

恐れ入ります。46 ページをお開き願います。

取得価格 50 万円以上の物品に関する調書でございます。平成 26 年度は、車両類におきまして、庁用自動車の買い替えをしておりますが、車両台数の増減はございません。また、じん芥処理施設では、アルゴン溶接機を新たに購入したことにより、1 台の増となっております。余熱利用施設の増減はございません。

以上で、認定第 1 号、平成 26 年度歳入歳出決算の細部の説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

次に、代表監査委員から監査結果の報告を求めます。なお、代表監査委員、ご本人から申し出がありましたので、監査結果の報告の前にあいさつを許可することにいたします。田村桂一監査委員。

○監査委員（田村桂一） 代表監査委員の田村桂一でございます。監査結果を報告の前に一言ごあいさつをさせていただきます。

去る 7 月 14 日開催の議会臨時会において、監査委員としてご同意いただき、ありがとうございました。これまで以上に識見を有する監査委員という立場から監査を務めてまいりますので、どうぞよろしくお

願います。

それでは、平成 26 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についてご報告いたします。

平成 26 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算に関する審査につきましては、去る平成 27 年 9 月 28 日、組合会議室におきまして、石川監査委員とともに、管理者・会計管理者等関係職員の出席を求め、決算審査を実施いたしました。

決算の審査に当たりましては、管理者から提出されました決算書類や、地方自治法等の関係法令に準拠して作成されているか、また計数に誤りはないか等を確認めるとともに、予算の執行が関係法令に基づいて適正かつ効率的に運営されているか、それぞれ関係諸帳簿、証書類との照合を主眼に置き、実施いたしましたところでございます。

その結果、審査に付されました決算は、地方自治法その他の関係法令に準拠して作成されており、決算の計数についても、関係諸帳簿と照合の結果、誤りはなく、証書類の保管も適正であるということを確認いたしました。

これらを踏まえての審査意見でございますが、平成 26 年度の組合事務事業については、ごみ処理状況、余熱利用施設の利用状況等を確認した結果、設置された予算の中で計画された事務事業が遂行され、所期の目的を達成できていると判断をいたしましたところでございます。

特に、平成 26 年度は、環境センター長寿命化計画に基づいた第 1 期基幹的設備改良工事の 2 年目に当たり、高圧蒸気復水器、及び排ガス処理設備の改良工事が施工されるとともに、バグフィルター交換工事が実施され、長期にわたる施設運営の中で、環境対策設備の機能保持のため、設備が更新されたことは、環境負荷の低減を目指した施策であったと考えております。今後も、ごみ処理施設の社会的役割を十分認識した上で、国の動向や地域特性を考慮し、構成市町との協議を重ねた上で、組合運営の方向性を確立していく必要があると考えております。

近年、地方公共団体の事務処理は、効率化や体制の強化のため、広域化が求められており、ごみ処理事務についても同様な流れがあります。このため、ごみ処理事務の広域化を進展されることになった場合には、ぜひ今までの知見を活かして、広域化を支援するよう期待します。

最後になりますが、さらなる効率的な財政運営に努めるとともに、公明・公正な事務事業が執行され、地域住民の負託に応えることを希望し、審査意見といたしました。

以上、平成 26 年度西多摩衛生組合歳入歳出決算審査についての報告とさせていただきます。

○議長（田村昌巳） 以上で監査結果の報告は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。8 番門間淑子議員。

○8 番（門間淑子） 質問させていただきます。ちょっと幾つかありますので、ブロックに分けて質問いたします。

まずは、決算書の方からですが、決算書の 21 ページと 29 ページに臨時職員の賃金というのが出ています。26 年度は、臨時職員が 6 名というふうに、確か当初のときにあったと思うのですが、この 2 回に分かれている臨時職員のところで、21 ページの方は何名で、29 ページの方は何名なのか。それで、それぞれ、どのような業務を担当されていらっしゃるのかということが、まず第 1 点です。

それから、決算書の 23 ページに、サーバシステム構築業務委託料というのがありますけれども、これは確か 25 年度にはなかったもので、これはどのようなシステムで、今後どのような働きをしていくのかということをお尋ねします。

それから、決算書の 31 ページの施設維持整備工事のところですが、従来の説明ですと、予備的

な工事ではなくて、対応型の工事にしていくというような話が、確かなされてきたと思ひまして、その方が支出と言いますか、財政的には有効なのだということだったと思うのですが、対応してみたら、壁が崩れていたとか、いろいろなことがありますというような話が、確か議事録の中にも載っています。今回この31ページでなされた維持整備工事は、どのような工事をされて対応されたのか、そのことによって、他のところはもう十分、新しい何かこう不具合ですかね、そういうものがなかったかどうか、とりあえず、この3点についてお尋ねいたします。

○議長（田村昌巳） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木啓治） ただいまのご質問でございます臨時職員の賃金でございますけれども、まず21ページでございます臨時職員賃金でございますが、こちらは一般事務補助及び庁舎の清掃でございます。こちらに従事する臨時職員につきましては、一般事務補助の方が1名、庁舎清掃業務の方が2名ということで、合わせて職員3名分の賃金でございます。

それから、29ページ、決算書の一番上の臨時職員賃金のところでございますけれども、こちらにつきましては、計量事務に従事する臨時職員の方でございます、人数の方は3名でございます。

以上が臨時職員の説明です。

○議長（田村昌巳） 23ページのサーバの関係。鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木啓治） ご質問ありました、23ページでございますサーバシステム構築業務委託料の支出についてのお尋ねでございますが、こちらは、平成26年度に、庁内LANにおける、最も重要なシステムとなるLANサーバの機器更新を行うために、サーバ機器の賃貸借料とは別に、サーバとして、コンピューターを機能させるための初期設定、ドメイン環境の構築等の各種設定を専門業者に委託する必要がありましたことから、単年度事業として、サーバシステム構築業務委託を締結させていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 荒井嘉之主幹。

○維持管理担当主幹（荒井嘉之） 31ページの工事請負費の件につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、1点、議員の方からございました、今までは予防保全的な形で工事をさせていただいておりまして、それを平成22年度から、事後保全的な工事という形で、経費の削減をしております。そのような形で、それ以降、内容を精査させていただいております。平成26年度につきましては、法令点検がない工事という形で、2号炉に重点工事をさせていただきまして、1号と3号炉につきましては、簡易的な、一番基礎的な工事をメインにやらせていただいております。

また、31ページの施設維持整備工事の中には、26年につきましては、2号炉のバグフィルター交換工事をさせていただいております。その中で、事後保全的な扱いをしておりますので、工事に入りまして、焼却炉内の不具合を発見した場合に、31ページの一番下でございます緊急工事で対応をさせていただいております。26年度は、予算6,480万円ございますが、そのうちの5,600万円を使わせていただいております。内容としましては、コンベアーの不具合がございまして、共通ダスト搬送コンベアーの交換をさせていただいております。また、1号炉と2号炉は簡易工事でしたので、予定外の耐火材の不具合がございまして、耐火材の補修をさせていただいていると、そのようなことが主な内容でございます。

○議長（田村昌巳） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 再質問をします。臨時職員の21ページのところでございますけれども、清掃の方が2名い

らっしゃるということで、庁内清掃で、どこかに委託があったのではなかったかと思うのですが、委託契約はなかったでしょうか。それとの関係は、どういうことなのかをお知らせください。

それから、サーバシステムに関しては、設定を、初期設定をして単年度ということで、次の更新まではこれでいくことだと思うのですが、これで大体何年間ぐらいを考えているのかということですね。

それから、この耐用工事ですが、予防的ではないということなので、非常に現実的な修理になっていると思うのですが、耐火材が老朽化したので交換したということですが、それが、その発見が遅れると大変なことになるのかなという気がするのですが、そういうことの定期チェックというのですかね、耐火材などの、そういうことは、どういうふうに保障されているのか、そこをちょっとお尋ねします。

○議長（田村昌巳） 鈴木啓治総務課長。

○総務課長（鈴木啓治） ただいまのご質問でございますけど、まず、臨時職員の清掃についてなのですが、ただいま最初に申し上げました臨時職員の業務の内容といたしましては、管理棟、工場棟の通路等の庁舎清掃業務に従事して、（「すみません、もうちょっとゆっくり」と門間議員の声あり）申しわけございません。管理棟、工場棟という分かれてございますけれども、それぞれの事務室ですとか、通路、それからトイレですね、そういったところの庁舎清掃をお願いしているところでございます。時間につきましても、午前中にお二人の方をお願いしているところでございます。お尋ねの庁内清掃の委託でございますが、23 ページ上段に庁舎清掃委託料がございますけれども、こちらにつきましては、管理棟、工場棟、対象は同じなのですが、要は床面ですとか、建物、側面のガラス窓、こういったものについて、専門業者による定期清掃ということで、その日々の清掃と、違う部分がございます、こちらの方は専門業者をお願いしているところでございます。

なお、サーバシステム構築業務委託につきましては、サーバ機器の更新年度のみの単年度事業として計上するもので、27 年度以降の運用管理については、別途サーバシステム運用保守業務委託を締結してまいります。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 荒井嘉之主幹。

○維持管理担当主幹（荒井嘉之） 工事の件について、説明させていただきます。

まず、耐火材に何か問題がございます、運転中等にトラブルがあった場合ですが、基本的には燃焼状態に悪影響を及ぼしたり、あとは固まりで落ちた場合には、下のコンベアーから出てくるのですが、そうした場合に詰まりが発生するというので、こういうことが起きた場合には、そういったトラブルが発生するようなものでございます。実際に 10 年ほど前に、一度そのようなことがございました。ただ、これを確保するために、基本的には毎年の工事は、定期的に内部の確認だけはさせていただいております。ただ、補修とか、打ち替えとかという大きな工事はしないような状況でございます。

また、通常の運転管理上も、そのような燃焼に不具合が発生しますと、何らかの影響が出ますので、それを確認し次第、止めて再確認するというのですが、基本的には 10 年前に 1 回ぐらいしか、そのようなことは起きていないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 8 番門間淑子議員。

○8 番（門間淑子） ちょっと確認なのですが、その庁内の清掃なのですが、臨時職員の方が清

掃されるのは、このフロアみたいなところで、委託しているのは、工場内といいますか、そういう危険な場所というのでしょうかね、そういう場所の清掃ということなのか、そうではなくて、何かさつき窓みたいなことおっしゃってたのですが、何か特別な技術が必要な会社か何かということなのか、ちょっとその辺、切り離しがわからないので、もうちょっと説明してください。

○議長（田村昌巳） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木啓治） ただいまのご質問でございますけれども、最後の方におっしゃられたとおりで、やはり、先ほど申し上げましたが、建物側面のガラスですね、これは専門的な技術者の方でないとなかなか清掃できない、日々の清掃ではちょっとできないとこもありますし、あと床面でもワックス掛け等の清掃をやっているということで、そういう部分でちょっと内容が異なるということで、ご理解いただければと思います。したがって、工場内の危険な場所という切り分けではございません。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） すみません。では新しい質問に入ります。

事務報告書の72ページぐらいから74ページぐらいにかけてです。決算書では、消耗品とか、光熱水費、かかってくる問題なのでございますけれども、事務報告書を見ても、この発電量について、ごみ質の熱量変化及び基幹設備改良工事が影響しているというような表現がありまして、この表現は25年度の事務報告書でも同じような形なわけですね。26年度の1トン当たりの発電量は、この発電量の状況というのを見ていきますと、大きくなっているわけですが、1トン当たりの発電の量の熱カロリーが大きくなったというふうに捉えていいのか。熱カロリーが大きくなったごみ質というふうに捉えていいのか。そのごみ質の熱量変化ということについて、ちょっと質問いたします。もうちょっと詳しく説明していただきたいと思います。

それから、電気料の増額問題については、電気料が上がったというのは承知しています。使用料が下がっても料金が上がっていますので、家庭も同じなのですが、その夏季割引契約日数というのは、ここでも減少しているということで、これは25年の事務報告書にも書いてあるのですが、この具体的な変化について、お聞きします。これは1点です。

それから、2点目は、活性炭のことなのですが、74ページに活性炭の記述が、事務報告書ですね、活性炭の記述があって、これは消耗品の方に入っていると思うのですが、ここを見ますと、25年度については、活性炭の選定枝は、25年度は確か各構成市町から出されたものは100%、使用したというふうに、事務報告書に書いてあるわけですね。26年度については、97%というふうになっています。これは100%利用できなかった理由は、何なのかということが1点です。

それから、活性炭の24、25、26の割ってみると、単価が変わっているのかなという気がするのですが、その単価が変化しているのかどうか。それから、変化しているとしたら、何故なのか。それから、今後の見通しについて、お聞きします。

同時に、今後も剪定枝については、活性炭として利用していくのだろうというふうに思いますけれども、それでもなおかつ、それで100%クリアできない、活性炭だけ、オンリーだけではいけないのかなというふうに思うのですが、その剪定枝以外の活性炭が必要とされる量というのは、大体、薬剤としてはどれぐらいで、剪定枝が何割ぐらいで、薬剤が何割ぐらいか、大体そういうのがわかれば、お知らせいただきたいと思います。

○議長（田村昌巳） 荒井主幹。

○維持管理担当主幹（荒井嘉之） まず、発電関係の方からお答えさせていただきます。

こちらの 72 ページでございますとおり、発電電力量が 63 万 8,000 kWh 程度増加。それに伴いまして、購入電力量が下がっているという形になります。まず、1 点目ですが、25 年度と比べますと、小金井市のごみの関係もございまして、ごみ量が多少変わっているのが、まず 1 点あります。それが 25 年度の 2 炉運転が、67 日だったのに対しまして、80 日に 26 年度は増えてございますので、焼却の量がまず 1 点。この辺がごみの関係になります。

また、熱量につきましては、ごみ分析等を見ますと、ほぼ一定の熱量なですけれども、ただ季節ごとに、4 月、5 月が当組合では発電が 1 トンあたり、良くなっている状況がございまして、この辺で水分量が、ごみの水分量が影響しているのではないかと考えてございます。そういった状況と……。

（「もう 1 回言ってください。」と門間議員の声あり） 4 月、5 月が、やはり乾燥時期にございまして、組合でも 1 炉運転でも発電量が高い日数が多くなってございます。これはやはり、ごみ、同じ量しか燃やしていませんので、発電が増えるということは、この辺で、データとしては上がらないのですが、この時期的なもので、ごみが、熱量がちょうどいい具合になっているのだということでございます。

もう 1 点、基幹的設備改良工事なのですが、26 年度に 2 件の工事をさせていただいてございまして、去年、工事が終わったのは 2 月ぐらいなのですが、残りの 2 月、3 月の発電が一気に上がっている状況がございまして。これは、先ほど管理者からご説明があったとおり、蒸気を有効に利用しようということで、機械に回っていた蒸気を発電に回すという工事をさせていただきました。これが 2 月に終わった状態で、2 か月間程度でも発電量のアップに繋がってございます。また、後ほど全協等でご説明させていただきたいのですが、相当量の発電の増加が今のところ確認されてございます。

以上が事務報告書 72 ページの内容でございます。

それと、電気料金の件ですが、夏季特別割引を結ばさせていただいておりまして、これは震災以降、23 年度以降、東京電力の方から、夏季の特別電気料金の内容で、割引を受ける形になってございます。7 月、8 月、9 月の指定日数におきまして、購入電力量のある一定の量を減らすと、その割引を受けられるという制度でございまして、それを実施してございます。基本的に、25 年度と 26 年度につきましては、34 日間で指定日の変更はございませんでした。ただ、27 年度につきましては、若干、今下がっている状況で、29 日に今は下がってございます。ただ、焼却上、夏場の時期は当組合、雷の影響を受けまして、停電がございまして、昨年度、26 年度につきましては、1 回停電を受けてございます。そうしますと、どうしても購入量が増えてしまうということで、その指定期間の部分を、そういった影響を受けると、ちょっと割引は下がるということは、昨年度はございました。そのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 古谷課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 活性炭の質問なのですが、前年度は 100%でしたが 97%になった件ですが、基本的には構成市町の剪定枝が堆肥に使われたり、路面材に使われていて、剪定枝が余った分を活性炭の業者に渡しているそうです。その関係で、本当は 100%欲しかったのですが、余りが少なくなってしまったので、他の市町の剪定枝を使ったというふうになったと聞いております。

2 点目の単価の件につきましては、25 年度がキログラム当たり 310 円、26 年度が 315 円で、5 円ほど上がっております。この根拠なのですが、燃料費の高騰により、重油の単価が上がったことと、消費税が上がった影響となっております。

以上です。（「わかりました。はい、結構です。」と門間議員の声あり）

○議長（田村昌巳） よろしいですか。他にございますか。9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） 何点か私もありまして、分けてお聞きをしたいと思えます。

まず、一つ目は、決算書の10、11ページ。使用料の中で、先ほどもご説明がありましたけれども、余熱利用施設の行政財産使用料とじん芥処理施設の使用料もありまして、この内容ですね、これは何なのかということ、まずお訪ねします。

2点目は、同じく決算書の23ページ、予算のときにももしかしたら質疑があったかもしれないですけども、すみません、ちょっとそのときいかなかったものですから、また今日お聞きするというところもあるかもしれません。下の方にテレビの受信料ってありまして、25年度比で大きく金額が増えています。この内容をお尋ねいたします。

3点目が、先ほども質疑があったのですけれども、29ページ、じん芥処理費の中の臨時職員なのですけれども、計量事務で3人というご説明がありました。25年度と比べますと金額が大きく増えているというふうになっていますけれども、内容の変更がどういうふうにあったのか。まず、その3点をお尋ねします。

以上です。

○議長（田村昌巳） 石川フレッシュランド西多摩館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） それでは、1点目の行政財産使用料につきまして、ご回答させていただきます。

まず、フレッシュランドにおける行政財産の使用料でございますが、これはフレッシュランドにおきまして、食堂、それとマッサージ室につきましては民間業者をお願いをしております、その室料ですね、その行政財産使用料が1点。それともう1点は、自動販売機を置かせていただいておりますが、これも民間業者の自動販売機でございます、これも自動販売機の大きさに基づきまして、財産使用料をいただいているところです。フレッシュランドの行政財産使用料につきましては、以上でございます。

○議長（田村昌巳） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木啓治） 今ほどのご質問でございますが、テレビの受信料の関係でございます。決算書23ページでございますテレビの受信料が大幅に増えた原因でございますけれども、こちらについては、前年までなかったのですけれども、多摩ケーブルネットワークの受信料ということで、議会中継等の情報収集のため、26年度に新たに受信契約をさせていただいたものでございます。

それから、続きまして、臨時職員の方のお尋ねでございます。決算書29ページにある臨時職員でございますけれども、こちらの金額が増えている原因でございますが、これは平成26年度に、当組合の方で組織改正をしております、計量事務につきましては、臨時職員の活用により、合理化を図るという方針のもと、当初予算計上時から臨時職員2名の増員を見込んでございます。この結果、従前までは、正規職員が、計量事務を担当しておりましたが、こちらの部分を臨時職員の方をお願いするようになりまして、結果として臨時職員給与が増えてきたということでございます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 石川館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） 失礼しました。1点目のじん芥処理施設の行政財産使用料の回答が漏れておりましたので、ここでお答えをさせていただきます。

じん芥処理施設の行政財産使用料につきましては、環境センター側に、やはりジュース等の自動販売

機が設置してございまして、その土地の使用料。それと、職員が車で通勤する際の駐車料金を職員から徴収してございまして、それが1点でございます。それともう1点が、工事請負業者が、やはり車両を使って組合に乗り入れる場合には、その工事請負業者にも、駐車場代金を徴収してございまして、それが1点ございまして、3点合わせたものが、じん芥処理施設の行政財産使用料でございます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） わかりました。1点目の行政財産使用料なのですけれども、余熱利用の方は、昨年と金額が全く変わってなかったのですよ。ところが、下の方のじん芥処理は金額が変わっているものですからね。要するに、その自動販売機の契約の方式が違うからと思ったのです。販売量の何割かが入ってくる。あるいは、金額が決まっている。その違いかと思ったのですけれども、自販機の契約の方式は、フレッシュランドとこちらでは同じ方式になっているのかどうか。また、その内容ですね。そこをお尋ねをします。

それから、2点目のテレビの話はわかりました。多摩ケーブルということ。議会の中継ということなので大事な仕事ということなのでしょうかね。打算が当たりますからね、これはね。いうことで理解をいたしました。

それから、3点目なのですけれども、合理化を図るということで、以前は職員がやっていた仕事を臨時職員にやってもらっているということで、金額が下がることはいいのですけれども、安全性ですとか、またいろいろな判断がある場合に、判断ができていいのかということが心配になるのですけれども、1年間やってきてどうだったかという点をお尋ねします。

○議長（田村昌巳） 石川館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） それでは、ただいまのじん芥処理施設の行政財産使用料にお答えさせていただきます。

まず、その中でご質問がございましたフレッシュランド西多摩の自動販売機の使用料と、こちらの使用料の差異でございますが、ご指摘のとおりフレッシュランド西多摩につきましては、不特定多数の方が多くご利用なされます。したがって、あちらの自動販売機につきましては、入札制度を設けて、1本売ったら幾らのロケマージンだという形で、札入れをしていただきまして、最も多い金額を入れた業者と契約を締結させていただいております。一方、じん芥処理施設の自動販売機につきましては、主に職員が利用する自動販売機でございまして、こちらはメーターをつけまして電気料と、それから土地代につきましては、固定資産評価額をもとに一定の料金で置いております。

それと、もう1点、じん芥処理施設の行政財産使用料で、25年度と26年度の金額の差異が大きいということでございますが、25年度につきましては、じん芥処理施設の定期補修工事の際に、工事請負業者が仮設事務所を建設いたしまして、そこに常駐しておりました。その仮設事務所の土地代を徴収したのが25年度で、したがって26年度との差異は、その差異でございます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 古谷課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 臨時職員については、計量の関係の事務となっております。職員から臨時職員に26年度は変わりましたが、受付業務と集計業務の単純な業務をお願いしています。また、トラブル等があった場合については、近くに職員がいますので、すぐに呼び出して対応しておりますので、26年度の事務には影響はありませんでした。

以上です。

○議長（田村昌巳） 9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） 1点目の自動販売機のことなのですが、大体わかりました。来館者数が増えているわけですね。なののですが、自販機の実入りは変わっていないわけで、少しそこは研究をして、やはり最も有効な方法で貸し出すということは、これまでどうだったかということではなくて、常にそこは研究をしてやっていただければというふうに思いますので、お考えをお聞きます。まず、それ1点です。

○議長（田村昌巳） 石川館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） ただいまのご質問でございますが、ご指摘のとおり、フレッシュランド西多摩に置いております自販機につきましては、毎年度、ロケマージンで金額を精査させていただいております。年度契約とさせていただいているところでございます。したがって、ご指摘のとおり、入館者数に応じてロケマージンの金額についても、年度ごとに調整をさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） 別項目でちょっとよろしいでしょうか。決算書31ページなのですが、先ほど来、質疑もありましたけれども、基幹的設備改良工事の中で、この排ガス処理設備改良工事その1というのが、バグフィルターの2号機の交換ということ、違うのですね。失礼しました。では、恐らく、その上の施設維持整備工事の中に、2号炉のバグフィルター交換が入っているということですね。わかりました。その成果はどうだったかと。例えば、煙突で測って、ダイオキシンの値がボーダーが下がったとか、どの辺にその成果が出ているかというところですね。お尋ねをします。

それから、そのすぐ下の基幹的設備改良工事、排ガス処理設備改良工事その1、この内容がわからなかったものですから、どういうことをやるかとかという点をお尋ねします。

それから、3点目、最後ですけれども、決算書の37ページ、フレッシュランドの方ですけれども、委託料の真ん中当たりに入館管理システム保守点検委託料であるのですね。98万4,506円です。これはどういう中身なのかという点をお尋ねします。

○議長（田村昌巳） 古谷課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 1点目の触媒バグフィルター交換後の結果についてなのですが、事務報告書の79ページをご覧になっていただきたいのですが、79ページにあります。上段の表のところに1号炉、2号炉、3号炉というふうにダイオキシンの結果、載っているのですが、そのうち10月31日以降の結果が、触媒入りのバグフィルター交換後のデータとなっております。これについては、交換後の成果、あるいは職員の運転管理等の影響の関係で、以前より下がったというふうに判断しております。例えば、10月31日だとゼロが4つ付いて5、6。そのあと3月5日だとゼロが3つ付いて1、1。他のものと比べるといい数字となっているというふうに理解しております。低い数字ですね。すみません。

以上です。

○議長（田村昌巳） 石川館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） それでは、私から2点目の入館管理システム保守点検委託の内容につきまして、ご回答させていただきます。

こちらにつきましては、フレッシュランド西多摩の浴場施設、それから体育館の予約等の使用料の徴収を行っておりますレジシステムとですね、それから入館者数を管理しておりますシステムもございませんが、そちらの保守管理と、それから24時間体制で電話回線を利用しまして、そのデータの整合性を専門業者に見ていただいております。御承知のとおり、入館管理につきましては、現金を扱う業務でございます、その徴収金額と入館者数の誤差が生まれないように、こちらは24時間体制で電話回線を利用して監視をしている業務でございます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 荒井主幹。

○維持管理担当主幹（荒井嘉之） それでは、工事の内容の説明をさせていただきます。

事務報告書の81ページをご覧くださいと思います。排ガス処理設備改良工事ということで、その1からその3までを予定させていただいております。その1、2、3につきましては、号炉ごとということございまして、その1につきましては2号炉。昨年度、実施させていただいております。こちらの当組合のプラントのフロー図を見ていただきまして、少し右側にあるのですが、集じん器、バグフィルターを出た先ですね、排ガス再加熱器という機器がございます。まず、工事内容としましては、この機器を撤去してございます。これはバグフィルターから出たあとに、排ガスを再度、蒸気を使って温めまして煙突から出すという装置なのですが、ここで使っている蒸気を、やはり有効利用するために撤去いたしまして、発電機に回してございます。ただ、今度、温める機器がございませんので、排ガスの中にあります NO_x 等を取る部分が弱くなってしまうということで、その下段にございます脱硝反応塔という施設の中に触媒というものがございまして、ここにアンモニアを噴くことによりまして、 NO_x 対策をしております。温度が高いと NO_x 対策がいいのですけれども、温度がここでは下がってきてしまいますので、この触媒を全て交換させていただきました。低温型ということで、温度が低くても反応効率がいいものに変えるということで、排ガスに影響はないというようなものをつけさせていただいた内容が、主な工事内容でございます。これを昨年は2号炉で実施させていただきました。

○議長（田村昌巳） 9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） わかりました。事務報告書79ページで、バグフィルター交換後に数値が下がったということ、よくわかりました。

実は、そのすぐ下の表で、周辺の大気中のダイオキシンもボーダーが一步下がって、おっ、すごいと思ったのですけれども、一番右端は、ゼロが2個付きますよね。その横はゼロが1個しか付かないのに。簡単に大気中のダイオキシン濃度には、反映しないかなとは思ったのですが、ここで下がったのは何でか、大気中のダイオキシンが全ての施設で下がってますけれども、これはなぜっていうふうに分析されているのか、ちょっとその点を関係上お尋ねしたいと思います。

それから、2点目の排ガス処理施設のお話、何となくですけど、わかりました。先ほど説明があった蒸気を発電に利用できるようにしたというのが、その上の部分だったのですね。了解しました。そうしますと、その下ですね、復水器の改良工事、こちらは何の成果があったのかっていうの、ここですね。先ほどの話はこちらの話かと思っていたものですから、復水器の改良工事では、どういうメリットが得られたのかという点を、ちょっと確認させてください。

それから、3点目の入館管理システム、10万円もかかった。10万円ではないや、100万円近くかかって、毎年毎年、随分かかるなと思ったのですけれども、主には、恐らくソフトウェアは書いてないと思うのですよね。レジとか、予約のシステムは書いてないと思うのですけれども。その24時間の、言って

みれば監視しているわけですね。ちゃんとやってもらっているかどうかという。そこを監視するために、年間 100 万円使っているという話になっていまして、何かかかりすぎているのではないかなという気がするのですが、そこはコストと効果をどういうふうに見ているのかという点をお尋ねします。

○議長（田村昌巳） 島田施設長。

○施設長（島田善道） 1点目は、ダイオキシンの大気の問題でございますけれども、大気中のダイオキシンの影響については、さまざまな影響がありまして、当組合の煙突が全て影響しているというものではございません。後の全協のときに、環境報告書をご配布しますが、その 37 ページから 42 ページにかけて、ダイオキシンのシミュレーションをさせていただいております。その中で組合の煙突から排出した排ガスのダイオキシンの濃度が、大気中にどのくらい影響をしているのかというシミュレーションをしております。その中では 0.01 から 0.04%ほど、当組合の排ガスが影響しているという認識なので、ほとんどがよその要因というふうに考えております。

それから、ダイオキシンについては、大気中の、呼吸ではなくて、食物からの摂取がほとんどでございますので、我々としては、ダイオキシンの影響はないというふうに、今、判断をしているところでございます。後ほどお配りしますので、そちらで見ていただきたいと思います。

○議長（田村昌巳） 石川館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） それでは、私から3点目の入館管理システムの料金についてのご質問に、回答させていただきます。

先ほど、24 時間のサポートサービスと回答いたしました。その他にも、この管理業務の中には、ハードウェアの保守サービス、ネットワークの管理保守サービス、それからサーバクライアントの OS の復旧サービス、それと搬入ソフトウェアの復旧サービス、プログラムのプロダクトサポートサービス、それから定期点検保守サービス、サーバの通報サービス、ソフトウェアの保守料と、こういった内容になってございまして、ご指摘のあった 100 万円の年間の保守料金でございますが、ご承知のように、フレッシュランド西多摩につきましては、今、ほとんど、受付から清掃業務を委託業務で賄っておりまして、直営職員の削減を図っているところでございます。したがって、こういったソフトウェア等々、機器の点検業務を直営職員でやるよりは、こういったサポートサービスに委託した方が、費用対効果があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 荒井主幹。

○維持管理担当主幹（荒井嘉之） 基幹的設備改良工事の2点目なのですが、申しわけございません、説明の仕方があれなので。基幹的改良工事は、どの工事でも蒸気を有効利用するというので、下のこちらの工事につきましても、先ほどの 81 ページを、やはり見ていただきたいのですが、右側に3枚の写真がございまして、その横に煙突がございまして。また、その左横に低圧蒸気復水器1、2というのが見えるかと思うのですが、ここでは高圧という言葉はなくなっております。今回はこの下の工事にしましては、高圧をやめまして、低圧を2台に変えたという形でございます。高圧では普段使わない機器でございまして、焼却炉等にトラブルがあった場合に、蒸気を安全に逃がす機器でございまして。そうしますと、いつでも使えるように、焼却した蒸気を温めるだけに使っておりまして、それをなくすことによって、その蒸気を発電に回そうということで、改良したものでございます。

低圧蒸気復水器は、タービン発電機が動いている限り、必ず蒸気が流れるようになってございますの

で、余計な蒸気を使わないで済むというような、そのようなシステムに変えることによって、やはりこちらの工事にしましても、発電量アップを目途にしたものでございます。

以上でございます。（「了解しました。」と鈴木議員の声あり）

○議長（田村昌巳） ほかにございませんか。8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 先ほど質問した中で、ちょっとお答えいただいてなかったのを思い出しまして、活性炭、選定枝の活性炭で、活性炭が全部間に合いますかと、その他に薬剤は必要だとすると、その選定枝と薬剤の比率はどれぐらいですかというふうにお尋ねしたのですが、お答えいただいてないのを、ちょっと思い出しましたので、お願いします。

○議長（田村昌巳） 古谷課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 活性炭の製造なのですけれども、剪定枝に薬剤を入れて活性炭をつくるって、燃やしてつくります。ほとんどの原料は剪定枝になります。99%近いかと思うのですが、残り1%が特許を取った特殊な薬剤だというふう聞いております。その辺のところは、特殊な薬剤なので、どのような薬剤を使っているかは把握していません。

○議長（田村昌巳） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） ちょっと質問の仕方が悪かったのかなと思うのですが、衛生組合の中で、焼却業務をしていくときに、活性炭を吹き込みますよね。その活性炭の全量をこの剪定枝で賄えているのかどうか。賄えていないとしたら、どういう比率で全体をカバーしているのかということを知りたいわけです。

○議長（田村昌巳） 古谷課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 活性炭については100%、構成市町から排出された剪定枝からできた活性炭を使っております。

○議長（田村昌巳） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） 剪定枝だけで焼却できちゃっていますかという意味です。

○議長（田村昌巳） 古谷課長。

○計画管理課長（古谷浩明） 化石燃料を使った活性炭は使っておりません。剪定枝を原料とした活性炭のみとなっています。（「わかりました。」と門間議員の声あり）よろしいですか。

○議長（田村昌巳） よろしいですか。ほかにございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより認定第1号、平成26年度西多摩衛生組合歳入歳出決算の認定についての件をお諮りいたします。

認定第1号を原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

暫時休憩をいたします。

午後2時49分 休憩

午後2時50分 再開

○議長（田村昌巳） 休憩前に引き続き会議を開きます。

2時55分まで休憩といたします。

午後2時50分 休憩

午後2時55分 再開

○議長（田村昌巳） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

次に、日程第4、議案第9号、西多摩衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） それでは、議案第9号、西多摩衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の件につきまして、ご説明申し上げます。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴い、同法第31条において、地方公共団体が保有する特定個人情報について、法律の趣旨に則った適正な取扱いを確保するとともに、本人が特定個人情報を開示等の請求手続きにより確認できるようにするため、必要な措置を講ずるものと規定されたことから、条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月5日から適用しようとするものであります。

条例の細部につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（田村昌巳） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木啓治） それでは、議案第9号、西多摩衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の細部につきまして、ご説明申し上げます。

番号法の施行により、個人番号、いわゆるマイナンバーが付番されることとなりましたが、このマイナンバーと、マイナンバーを含む個人情報が、あわせて特定個人情報と規定され、個人情報保護条例の規定が適用されることとなります。

一部事務組合である当組合では、市町村等、基礎自治体が行う個人番号利用事務や、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供等の事務は発生いたしません、事業所として、個人番号関係事務が発生することから、こちら条例を一部改正し、特定個人情報の保護措置を行うものでございます。

それでは、お手元の資料で、配布してございます議案第9号附属資料、新旧対照表をご用意いただければと思います。1ページをお開きください。

まず、用語の定義を定めている第2条の第4号では、保有個人情報について、これまで、個人情報であっても保有個人情報の対象外としていた法人等の役員に関する情報なども、マイナンバーを含む場合には、保有個人情報として扱う必要があることから、ただし書の中の文言を改めております。

また、今回の番号法の施行を受けまして、第5号を第7号に繰り下げ、第4号の次に第5号として、特定個人情報についての定義を第6号として、保有特定個人情報の定義を、それぞれ加えております。

次に、同じ1ページの下の方をご覧ください。個人情報の収集の制限を規定する第6条ですが、特定個人情報については、番号法で定める収集の制限に関する規定が直接適用されることから、本条例における収集の制限の適用から除外するための改正を行っております。

続きまして、恐れ入りますが、ページをおめくりいただきまして、2ページ、下段の方をご覧ください。

第 10 条の 2 でございます。番号法第 2 条第 11 項に規定される個人番号関係事務に係る事務の委託に関しては、番号法第 9 条第 3 項に定められており、直接、法律の適用を受けることから、新たに個人番号関係事務の適用除外を定めるもので、個人番号関係事務の委託については、同じページの上でございますけれども、本条例の第 9 条及び第 10 条の規定を適用除外とするものでございます。

続きまして、恐れ入ります。3 ページをご覧ください。

最上段にございます目的外利用及び外部提供の制限を定める第 11 条でございます。

マイナンバーを含む保有特定個人情報の目的外利用の制限に関する規定については、国の例に倣い、従来、保有個人情報とは別に、次の第 11 条の 2 で、新たに設けることとしております。このことから、保有特定個人情報に関しては、この第 11 条の適用から除外するための改正を行っております。

次に、その下でございます。第 11 条の 2 は、ただいまご説明いたしました保有特定個人情報の第 11 条の適用除外を受け、新たに保有特定個人情報の目的外利用の制限に関する規定を設けるもので、第 1 項は目的外利用の禁止を、第 2 項は目的外利用の禁止の例外を、それぞれ定めるものでございます。

次に、その下にまいりまして、第 12 条では、保有個人情報を電子計算組織により処理するときは、個人情報保護審議会の意見を聴くこととされていますが、保有特定個人情報に関しては、番号法に手続きが定められていることから、保有個人情報から、保有特定個人情報を除くための改正を行っております。

恐れ入ります。続きまして、4 ページをご覧ください。

中ほど近くでございますが、自己情報の開示を請求できる者を規定する第 14 条でございます。

保有特定個人情報については、番号法により、法定代理人のほか、委任代理人による開示請求も認められていることから、本条例においても、保有特定個人情報については、代理人による開示請求を認めるものとするものでございます。

次に、その下にまいりまして、自己情報の開示義務を規定する第 16 条では、ただいまの第 14 条第 2 項の改正にあわせ、第 6 号中の代理人の解釈が同じになるよう条文を改めるものでございます。

続きまして、5 ページをご覧ください。

自己情報の訂正を請求できる者を規定する第 24 条の第 1 項では、番号法の規定にあわせ、自己情報の訂正のうち、削除については、請求できる条件を新たに第 24 条第 2 項として追加することから、括弧書きの中の文言を改め、現行第 2 項を第 3 項に繰り下げ、新たな第 2 項として、自己情報の訂正のうち、削除の請求ができる条件に関する規定を設けるものでございます。

実施機関が各号の規定に該当する場合には、実施機関に対し、当該自己情報の削除を請求することができるものとしており、ご覧のとおり、第 1 号で定める「収集の禁止及び収集の制限に違反して、自己情報を収集したとき。」から、順に 2 号、3 号、そして第 4 号で定める、「番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイルに、特定個人情報である自己情報を記録したとき。」まで、以上の 4 号を、削除請求の条件として定めてございます。

続きまして、5 ページの下段にまいりまして、自己情報の利用等の中止を請求できる者を規定する第 28 条でございます。実施機関に対する目的外利用、または外部提供の中止の請求に関し、特定個人情報に関する規定も含め、条件が追加されることから、第 1 項中の文言を改め、具体的な要件を、これは次のページになりますけれども、第 1 号から第 4 号に新たに定めるものでございます。

恐れ入ります。ページをおめくりいただきまして、6 ページをご覧ください。

中止請求の要件としては、ご覧のとおり、第 1 号で定める、「目的外利用の禁止及び制限に違反し、自己情報の目的外利用をしている場合など。」から、順に 2 号、3 号、そして第 4 号で定める「本条例

による外部提供の制限、または番号法第 19 条の規定に違反して、自己情報の外部提供をしている場合など。」ここまでの 4 号を定めております。

続きまして、6 ページ、下段になりますけれども、他の制度の調整を規定する第 44 条でございますが、現行の第 2 項を第 3 項に繰り下げ、新たな第 2 項として、他の法令等に保有個人情報の開示に関し規定されている場合であっても、重複して、この条例による開示ができる旨を規定するものでございます。

恐れ入ります。最終の 7 ページをご覧ください。

最後に付則でございますが、この条例は公布の日から施行し、番号法の施行日にあわせ、平成 27 年 10 月 5 日から適用しようとするものでございます。

以上で、西多摩衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

○議長（田村昌巳） 以上で、提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。12 番池田公三議員。

○12 番（池田公三） 2 点、お伺いします。対照表の方、1 ページなのですが、6 条で、個人情報から特定個人情報を除いて収集の制限が、書いてあるのですが、後ろを見ると、特定個人情報についての収集の制限については、特に触れられていないので、これはどういうふうに解釈されるのか。特定個人情報は収集しないというふうに解釈できるのか、それとも他の理由があるのか。ちょっとそこら辺、お尋ねしたいのですね。

それから 2 点目は、最初の提案説明の中で、組合が保有する特定個人情報の適切な保護措置を講じるためというふうにあります。当組合が保有する特定個人情報というのは、現状どういうものがあるのか、教えてください。

以上です。

○議長（田村昌巳） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木啓治） こちらの条例改正につきましては、市町村等の基礎自治体が行うものと違いまして、個人番号利用事務ですとか、情報提供ネットワークシステム、あるいは、それらを有した情報提供等の事務は発生しませんので、先ほどご案内したように、個人番号関係事務が主なものでございます。それで、個人情報といいましても、基本的には職員の関係になるかと思うのですけれども、例えば氏名、生年月日、その他の記述により生存する個人の情報で、特定の個人を識別できるものなどが保有すると申しますか、現在考えられる範囲であると考えてございます。

また、個人情報の収集の制限を定める、規定する第 6 条でございますけれども、特定個人情報については、番号法で定める収集の制限に関する規定が、直接適用されるということから、この条例において、収集の制限の適用から除外するという改正でございます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 12 番池田公三議員。

○12 番（池田公三） 1 点目の、この特定個人情報の収集の制限に関して再質問ですが、例えば、この後で特定個人情報の利用については、個人情報から除外した上で、改めて特定個人情報の利用について書いている。制限については、どうしてないのかなというのが感じた疑問なのです。それで、特定個人情報については、収集するのかわからないのが、よくわからない。なるべくちょっと直接単刀直入に、もうちょっとわかりやすくお答えいただきたいと思います。

1 点目はわかりました。

○議長（田村昌巳） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木啓治） ただいまのご質問なのですけれども、本条例上で収集の制限については、特定個人情報、個人情報から除外しておりますが、この条例に規定がないものは、いわゆる特別法である番号法が適用となりますが、一般法3法と言うものですが、あろうかと思うのですけれども、独立行政法人個人情報保護法ですとか、個人情報保護法ですとか、行政機関関係個人情報保護法などとともに、基本的には、一番優先されるのは、特別法である番号法でございますので、番号法の中に定める規定がある限りは、収集の制限についての規定についても、本条例も同様に特別法の規定が適用されるものと考えられるということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○議 長（田村昌巳） 12 番池田公三議員。

○12 番（池田公三） 3 ページに、目的外利用及び外部提供の制限ということで、保有個人情報から特定個人情報 11 条を除いた上で、そして、そのあと 11 条に設けて、わざわざ保有個人情報の目的外利用の制限と書いているのですよね。これをなぜ収集の制限のところでは、こういう形式を取らないのかなというのが疑問なのです。要するにだから、それは多分何かマニュアルに基づいてつくられたのかなと思うのですけれども、その上で、結論的には私の質問は、この当組合においては、特定個人情報の収集についてはやるのか、やらないのかを伺いたいのです。

○議 長（田村昌巳） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木啓治） 先ほどもお答えしたかと思うのですが、いわゆる番号法の第 20 条なのですけれども、そこに規定されている収集の制限というのが、直接適用されるということで、つくりとしては、条例の中に入れてもおかしくはないのですけれども、今回は、条例から除いているということになっております。

○議 長（田村昌巳） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） 今回の特定個人情報については、西多摩衛生組合で特定個人情報を集めるのは、職員の番号、これにつきましては税の関係とか、社会保障の関係で、どうしても手続きをする上で、職員のマイナンバーの番号が必要になってきます。職員の方から提供をいただくというような形になりますが、事務を適正に行うためには、今回の私どもの西多摩衛生組合の個人情報保護条例を改正して、適正に管理するために、今回の方は提案の方させていただきますところでございます。

以上でございます。

○議 長（田村昌巳） 12 番池田公三議員。

○12 番（池田公三） ですから、私としては特定個人情報の収集についても、きちっと職員についてやるという予定であるならば、条例に入れておかなくていいのかなと思ったのです。目的外利用については書いてありますね。なぜ収集については書かないのかなと。やはりこの辺が完結してないような気がしたので、……。

○議 長（田村昌巳） 8 番門間淑子議員。

○8 番（門間淑子） 質問します。今回の条例改正は、番号法の実施に伴うもので、番号法がなければ、条例改正もなかったということになりますが、今ご質問のあった特定個人情報については、この 2 ページのあたりにもありますけれども、実施機関として、職員の特定個人情報については収集するわけですよね。番号法に基づき。それはその健康保険、厚生年金、雇用保険とか、さまざまな社会保障関係について、それはもう法律で決まっていると。それは実施機関としてやるわけですから、その今まだそれぞれの個人番号は届いてないと思いますけれども、年内いっぱい届くと。1 月 1 日から実施していくわ

けで。それはどういうふうに、西多摩衛生組合は実施機関ですから、その例え職員といえども、臨時職員の方もいらっしゃるわけですから、こちらもそうですよね。関連、特別職の特定個人番号も収集しますよね。それはどういう形でやるのか。つまり、法令に基づくという形でいくのか。それとも個人の理解を求めた上でやっていくのか。法定だっということやっていくのかどうか。その収集のあり方ですね、私たちは、では、どういうふうに求められるのか。まず、そこを1点聞きます。

○議長（田村昌巳） 鈴木総務課長。

○総務課長（鈴木啓治） 具体的には、個人番号利用に限られるものなのですけれども、先ほどもお話の中にありましたように、社会保障ですとか、税務上での番号を利用させていただくということがございます。具体的には、どういったタイミングで個人番号を収集するのかというお尋ねでございますけれども、平成27年10月にご案内のように、個人番号及び個人番号が通知、まだ着いてないという方もいらっしゃるかと思うのですが、平成28年、来年年明けの1月から順次、利用が開始されるというふうに考えてございます。

一例を挙げますと、平成28年1月以降、金銭等の支払いによる給与所得の源泉徴収票ですとか、法定調書ですね、そうした税務関係書類については、個人番号及び法人番号の記載が必要となってまいります。組合では、特定個人情報取扱規程等を整備いたしまして、事務的な準備が整った段階で、平成28年度のできるだけ早い時期に、特別職、一般職含めた職員等に関わる個人番号の収集を行い、平成29年1月以降に提出することとなる社会保障、税務関係の各種の提出書類に、個人番号を付していく予定でございます。

番号法によりまして、個人番号は目的外での利用が固く禁止されておりますことから、個人番号の収集の際には、該当する利用目的をお話して、当該職員等に提示した上で、紙媒体等により本人分と必要に応じて被扶養者の個人番号の提供をお願いする予定でございます。

また、仮定の話なのですが、当然システム上の対応といたしまして、こちらの個人番号に関しましては、個人番号の収集、それから安全管理措置ですとか、個人番号の保管、それから個人番号利用、個人番号の破棄、そういった機能を追加するためのコンピューターのソフトウェアになるかと思うのですが、マイナンバーの基盤モジュール一式、また人件費といたしましては、その人事給与システムのサーバに、マイナンバーを、基盤モジュールをセットアップする作業ですとか、個人番号の収集担当者、個人番号利用担当者のみが基盤、機能が利用できるよう設定するなどの組合に応じた運用を設定、調整作業として見積もっております、来年度の予算には計上してまいりたいと考えてございます。

実際の対応時期につきましては、先ほども申しましたけれども、平成29年の年初ということでございますので、扶養控除申告書に個人情報を記載するのは、本年でしたら11月。給与支払報告書でしたら、年明け来年1月となりますけれども、当組合では、年末調整の結果として報告する源泉徴収票に個人番号を記載する場合を考えてございまして、およそ1年後、来年の11月の時期を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） この特定個人番号、12桁の番号ですけれども、まだ市町村レベルでは届いてないし、これから返却とか、再送付とか、さまざまあって、最終的に落ち着くまでには相当時間がかかるだろうというふうに言われておりますね。そうした中で、到底、個人番号を知らない人たちもたくさん出てくるわけで、西多摩衛生組合は実施機関として非常にコンパクトですから、そういうようなことはな

いだろうというふうには思いますけれども、そのさまざまな手続き上の取扱いについて、個人番号の記載がなければ、不利益、あるいは不具合はないというような、総務省の方でもそんなふうな話が出ていますけれども、衛生組合としては、そこはどういうふうと考えてらっしゃるのか、ちょっと管理者もいらっしゃるので、お聞きしたいのですけれども。

○議長（田村昌巳） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） 先ほど申しましたとおり、私どもは職員、また今日いらっしゃる議員の皆様方から、それぞれの税とか社会保障の関係がある場合、個人番号を集めさせていただきます。それらを提出先の方に、例えば税関係ですと、先ほど言った源泉徴収票に記入して提出の方させていただくような形になります。皆様方、お手元の方に届いたら、来年度以降、事務局の方で準備が整った時点で、皆様方の方をお願いをして、個人番号を集めさせていただきたいと考えております。

○議長（田村昌巳） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） これは、個人情報については収集の制限、制約とかってというのは、従来どおりの内容ですから、それに番号が付いたということになるわけですが、この番号法が施行されることによって、従来やっていた何て言うのですか、突き合わせっていうか、そういうことが逆にできなくなってしまって、特定個人情報になってしまったために、できなくなってしまったために、条例改正が必要になったという側面はあるだろうというふうに思うのですね。12桁の番号でやっているのは、今までではないわけですから、ここが非常に難しく、今回こうなったのだろうというふうに思うのです。

今回はネットワークとの結合はないというようなお話で、庁内の中だけやっていくということなのですが、今後さらに、利用の拡大が広がっていった場合には、それだけでは済まないのではないかと、どこで利用するかによって、必要な範囲が広がってくるというふうに思うので、本当に衛生組合の中だけのLANで収束していくのかどうか、はっきり、今後それでも必ずこのLANの中で、情報ネットワークシステムとの連係はなしということできけるのかどうか、確認させてください。

○議長（田村昌巳） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） 私どもの今の事務につきましては、先ほどから何回も申しておりますけど、現状では、法律に定められて税とか社会保障の関係で使わせていただくというような形になっております。私どもでは独自利用というような形は考えておりませんので、先ほど言いましたけど、職員等からいただいた番号につきましては、私たちの人事給与システムの中で使わせていただく。私どもはネットワークというか、庁内のネットワークもしてませんので、その人事給与システムについては、単独のシステムでありますので、その中で使うことを限定しますので、情報が外に漏れるようなことはありません。また、申請等に出していただいた書類等にマイナンバーの番号があるものにつきましては、管理の方を徹底して、鍵のかかるロッカー等で保管するような形で処理します。ですので、そういうしっかりとした事務を、今後、衛生組合として行っていくために、今回の条例の方の改正の手続きをさせていただいているところでございます。

他の業務につきましては、現在、独自の利用等は考えておりませんので、現在ですと、社会保障、税との関係で、職員等のマイナンバーを集めて使わせていただくことしか、現時点では考えておりません。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論の通告がありますので、議会会議規則第 32 条の規定に従い、原案に対する反対討論の発言を許します。8 番門間淑子議員。

○8 番（門間淑子） 議案第 9 号、西多摩衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例に反対の討論を行います。

この条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律、いわゆる番号法の実施に伴う条例改正です。質疑の中でも、従来の人事給与の範囲での利用ということでしたが、そこに 12 桁の番号が付くことで、特定個人情報になるための条例改正だという説明がありました。番号法による共通番号制度、いわゆるマイナンバー制度は、住民登録をしている全ての日本人と在留外国人に一生変わらない 12 桁の番号を付け、個人情報の名寄せ、接合をし、個人を識別する制度で、番号が民間事業者との相互利用も可能としています。

米国では、任意取得の社会保障番号ですが、民間でも広く利用していることから、なりすまし犯罪被害が多発し、その損害額は年間 6,500 億円から 7,000 億円との報告があります。このようなことから、番号制度を導入している国々では、番号制度そのものの見直しが始まっているのです。日本の番号法は、個人番号の利用範囲を当初、税、社会保障、災害対策の三つの分野としていましたが、制度が実施される以前に、法律が改定され、さらに預金口座、健康審査、予防接種にも利用範囲を広げました。際限のない利用拡大は一層、情報漏洩やなりすまし犯罪を生み出し、大変危険だと考えます。事実、去る 6 月には日本年金機構から年金データが流出しましたし、政府や自治体、研究機関、民間事業者へのサイバー攻撃による情報漏洩も頻発しています。今回の共通番号制度は、番号制度の見直しが進む世界の流れにも逆行し、反対です。今回の条例改正は、この共通番号制度の実施に伴うものであることから、条例改正にも反対します。

○議 長（田村昌巳） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（田村昌巳） ほかになければ、以上で討論を終わります。

これより、議案第 9 号、西多摩衛生組合個人情報保護条例の一部を改正する条例の件を、挙手により採決いたします。

議案第 9 号を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議 長（田村昌巳） 挙手多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

議案第 5、議案第 10 号及び日程第 6、議案第 11 号の 2 件につきましては、関連がございますので、一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議 長（田村昌巳） ご異議なしと認めます。

よって、日程第 5、議案第 10 号、平成 27 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）及び日程第 6、議案第 11 号、平成 27 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての 2 件を、一括して議題といたします。

朗読を省略し、提案理由及び内容の説明を求めます。並木心管理者。

○管理者（並木 心） それでは、ただいま一括議題となりました議案第 10 号、平成 27 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）及び議案第 11 号、平成 27 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、議案第 10 号、補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 3,304 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 18 億 8,095 万 4,000 円に変更しようとするものであります。

補正の主な内容ですが、歳入予算では、国庫支出金において、循環型社会形成推進交付金、平成 27 年度内示額に基づく減額措置を行ったほか、前年度決算に基づき、繰越金の確定額を計上しております。

また、諸収入では、多摩地域ごみ処理広域支援に係る、可燃ごみ焼却処理委託受託金を新たに計上したところであります。

この結果、組合市町の分賦金につきましては、1 億 5,966 万円を減額いたしまして、15 億 3,277 万 4,000 円としております。

次に、歳出予算について、性質別の状況により説明をいたします。

まず、人件費では、本年 4 月 1 日付で実施いたしました給与改定に伴う不用額を精査しております。

物件費及び維持補修費では、環境センターの維持管理運営に係る委託料及び工事請負費を、契約実績に基づき、それぞれ減額する一方、普通建設事業債では、災害発生時の電力確保を目的とした、フレッシュランド西多摩の太陽光発電、蓄電システム設置工事実施設計委託料を、新たに計上しております。

公債費では、平成 26 年度借入金の起債償還額が確定したことから、利子計上額を減額する措置を取っております。

次に、議案第 11 号、平成 27 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、ただいまご説明申し上げました補正予算（第 1 号）に基づき、組合市町分賦金の総額を 15 億 3,277 万 4,000 円に変更するとともに、負担割合に基づき、構成市町ごとに定めようとするものであります。

なお、議案第 10 号及び第 11 号の詳細につきましては、事務局より説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（田村昌巳） 松澤財務担当主幹。

○財務担当主幹（松澤昭治） それでは、議案第 10 号、平成 27 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）及び議案第 11 号、平成 27 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての詳細につきまして、ご説明を申し上げます。

初めに、議案第 10 号、平成 27 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入ります。資料 3、補正予算書の 1 ページをお開き願います。

まず、総則でございます。第 1 条第 1 項は、歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ 3,304 万 6,000 円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を 18 億 8,095 万 4,000 円と定めようとするものでございます。

第 2 項は、補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表歳入歳出予算補正」によると定めようとするものでございます。

第 2 条は、補正後の地方債の金額は第 2 表地方債補正によると定めようとするものでございます。

恐れ入ります。2 ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございますが、第1款分賦金は1億5,966万円減額いたしまして、15億3,277万4,000円と定めようとするものでございます。

第3款国庫支出金は1,159万9,000円減額いたしまして、3,915万1,000円と定めようとするものでございます。

第4款繰越金は6,669万6,000円増額いたしまして、7,669万6,000円と定めようとするものでございます。

第5款諸収入は、7,271万7,000円増額いたしまして、7,702万9,000円と定めようとするものでございます。

第6款組合債は、120万円減額いたしまして、9,910万円と定めようとするものでございます。

以上、歳入合計は3,304万6,000円を減額いたしまして、18億8,095万4,000円と定めようとするものでございます。

次に、歳出でございますが、第2款事務所費は、13万円減額いたしまして、1億8,433万1,000円と定めようとするものでございます。

第3款じん芥処理費は3,560万4,000円減額いたしまして、14億2,900万2,000円と定めようとするものでございます。

第4款余熱利用施設事業費は405万5,000円増額いたしまして、1億6,387万5,000円と定めようとするものでございます。

第5款公債費は、136万7,000円減額いたしまして、9,911万1,000円と定めようとするものでございます。

以上、歳出合計は、3,304万6,000円を減額いたしまして、18億8,095万4,000円と定めようとするものでございます。

次に、3ページをご覧ください。第2表地方債補正でございます。基幹的設備改良工事に関します起債の限度額を120万円減額いたしまして、9,910万円と定めようとするものでございます。

恐れ入ります。6、7ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書でご説明をさせていただきます。

7ページをご覧くださいまして、歳入でございます。

第1款分賦金は1億5,966万円減額いたしまして、15億3,277万4,000円でございますが、詳細につきましては、後ほどご説明をいたしますので、ここでは省略をさせていただきます。

第3款国庫支出金は、1,159万9,000円減額いたしまして、3,915万1,000円でございます。これは、循環型社会形成推進交付金の内示額が示されたことにより1,267万4,000円の減額と、放射性物質汚染対策特措法による、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金の申請額の確定による107万5,000円の増額との相殺でございます。

第4款繰越金は6,669万6,000円増額いたしまして、7,669万6,000円でございます。これは、平成26年度からの繰越金でございます。

8ページをお開き願います。

第5款2項雑入は、7,271万7,000円増額いたしまして、7,702万7,000円でございます。これは、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき受け入れてございます、小金井市のごみ焼却処理委託に伴う受託金7,200万円と、今まで有償処分をしておりました鉄屑が、鉄価格の高騰により71万7,000円

の売却益が見込まれることから、実績に基づき計上したことによるものでございます。

第6款1項組合債は、120万円減額いたしまして、9,910万円でございます。これは、環境センターの長寿命化計画に基づいた基幹的設備改良工事の契約金額が確定し、借入額が減少したことによるものでございます。

以上、補正額合計3,304万6,000円を減額いたしまして、歳入の合計額は18億8,095万4,000円でございます。

次に、9ページからは歳出となりますが、人件費につきましては、各款の予算にわたりますことから、初めに、各款に関係いたします人件費につきまして、まとめて説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、14、15ページをお開きいただき、給与費明細書をご覧いただきたいと存じます。

今回の人件費の補正につきましては、平成27年4月1日付の給与改定により、昇給時期を3か月延伸し、さらに一般職給料表(1)の表上の改定率もマイナスの1.77%となったことが要因となりまして、給与費・共済費におきまして、不用額が生じたことから、人件費を精査しようとするものでございます。

なお、諸手当においては、管理職手当の制度改正により、定率制から定額制になったことによる増額のほか、自然増減により、扶養手当・住居手当・児童手当が増額しておりますが、これら増額分と相殺いたしましても、158万4,000円の減額補正となっております。

各款における補正額は、第2款事務所費では59万8,000円の増額、第3款じん芥処理費では、218万2,000円の減額でございまして、第4款余熱利用施設事業費では増減はございません。

以上が人件費関係の説明でございます。

それでは、9ページにお戻りいただきまして、歳出のご説明をいたします。

第2款事務所費は、1目一般管理費で13万円減額いたしまして、1億8,433万1,000円でございます。内容といたしましては、先ほどご説明いたしました人件費に係る59万8,000円の増額と、第14節使用料及び賃借料における人事給与管理システム使用料の契約差金の20万8,000円と、第18節備品購入費における庁用自動車購入における契約差金等、52万円の相殺でございます。

恐れ入ります。10、11ページをお開き願います。

第3款じん芥処理費は3,560万4,000円減額いたしまして、14億2,900万2,000円でございます。主な内容といたしましては、先ほどご説明いたしました人件費に係る218万2,000円の減額、第13節委託料976万7,000円の減額は、契約差金によるものでございます。

第15節工事請負費2,365万5,000円の減額は、契約差金による減額分3,013万5,000円と、新規計上の防火ダンパー交換工事648万円の相殺によるものでございます。

12ページをご覧いただきまして、第4款余熱利用施設事業費は405万5,000円増額いたしまして、1億6,387万5,000円でございます。内容といたしましては、太陽光発電・蓄電システム設置工事実施設計委託料の新規計上405万5,000円でございます。

次に、13ページをご覧願います。

第5款公債費でございます。公債費は、1項2目利子におきまして、136万7,000円減額いたしまして、881万9,000円でございます。これは、基幹的設備改良工事費の起債償還額が確定したことにより、第23節償還金、利子及び割引料におきまして136万7,000円の減額でございます。

以上、補正額合計3,304万6,000円を減額いたしまして、歳出の合計額は18億8,095万4,000円でございます。

次の14、15ページは、先ほどご説明いたしました関係資料の給与費明細書でございます。

次に、16 ページをご覧ください。

地方債の各年度ごとの現在高、または現在高の見込みに関する調書でございまして、この表の一番右下が、平成 27 年度末の見込み額 11 億 1,000 万 1,000 円でございます。

以上で、議案第 10 号、平成 27 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）の説明とさせていただきます。続きまして、議案第 11 号、平成 27 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更につきまして、ご説明を申し上げます。

恐れ入りますが、議案第 11 号、附属資料をご覧ください。

平成 27 年度補正予算の分賦金算出根拠となります組合市町の人口とごみ搬入量につきまして、ご説明を申し上げます。

基礎数値といたしまして、表 2 人口割合比較で、組合市町の人口は、平成 27 年 10 月 1 日現在の人口を採用して、全体で 514 人減少し、28 万 5,762 人で確定をさせていただきました。

組合市町別では、青梅市は 410 人の減少で 13 万 6,840 人、負担割合では 47.89%、福生市は、41 人の減少で 5 万 8,569 人、20.50%、羽村市は 121 人の減少で 5 万 6,478 人、19.76%、瑞穂町は 58 人の増加で 3 万 3,875 人、11.85%となっております。

次に表 3、ごみ搬入割合比較でございしますが、組合市町別では、青梅市は 300 トン増の 2 万 9,800 トンで、負担割合は 47.60%。福生市は増減なしの 1 万 1,900 トンで、19.01%。羽村市は 100 トン減の 1 万 2,100 トンで、19.33%。瑞穂町は 100 トン増の 8,800 トンで、14.06%。合計で 300 トン増の 6 万 2,600 トンを見込んでおります。

このような状況を踏まえまして、表 1 分賦金比較につきまして、ご説明申し上げます。組合市町の分賦金につきましては、人口割合、ごみ搬入割合の基礎数値の変化と各予算項目の補正に基づき積算をしております。この積算結果から、平成 26 年度繰越金を差し引いたものが、27 年度補正後の分賦金でございします。

組合市町別では、青梅市は 7,023 万 3,000 円減額となりまして、7 億 1,963 万 2,000 円、福生市は 3,299 万円減額となりまして、3 億 151 万 7,000 円、羽村市は 3,553 万 8,000 円減額となりまして、2 億 9,477 万 5,000 円、瑞穂町は 2,089 万 9,000 円減額となりまして、2 億 1,685 万円となります。

分賦金の補正額合計 1 億 5,966 万円を減額いたしまして、分賦金は 15 億 3,277 万 4,000 円でございします。

以上で、議案第 10 号、平成 27 年度西多摩衛生組合補正予算（第 1 号）と、議案第 11 号、平成 27 年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 以上で提案理由及び内容の説明は終わりました。

これより本案に対する質疑を行います。どなたか。8 番門間淑子議員。

○8 番（門間淑子） 12 ページの太陽光発電・蓄電システム設置工事実施設計委託料について、お聞きします。

これは設計委託ですから、400 幾らというのは設計委託だと思うのですが、これはいつごろまでに設計をして、その後、どういうふうにしていくのか。当然、工事が始まるのかなと思うのですが、その全体像って言いますか、予算も含めてですけれども、写真がわかれば教えていただきたいと思います。

○議長（田村昌巳） 石川館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） それでは、私からただいまのご質問にお答えさせていただ

きます。

太陽光発電・蓄電システムの工期でございますが、今年度中に設計委託を補正予算で計上させていただきまして、本年度中に設計を完了する予定でございます。設計が完了しましたら、来年度年明けに東京都にニューデール基金の申請を行いまして、申請許可が下りた段階で工事の発注を行う予定でございます。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） 8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） そうしますと、設計が完了した段階で東京都に申請をするということですが、それについての裏付け予算とか、その方をどうしていくのかとか、どのくらいの発電量になって、全体がどのようなふうになっていくのかっていうのは、お話できる範囲でちょっとお願いしたいのですが。

○議長（田村昌巳） 石川館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） それでは、ただいまの質問にお答えさせていただきます。

このニューデール基金は東京都の補助対象事業でございまして、平成28年度の補助対象事業にエントリーをする予定でございます。東京都には今年度中に確認しましたところ、組合の求めている太陽光発電・蓄電システム容量に基づきまして、補助金の決定がなされるそうでございます。この補助対象の発電・蓄電の容量の確定につきましては、災害時に避難所として指定されましたフレッシュランド西多摩の避難施設の許容量の居室の大きさ、それから避難民の人員の数で、それぞれ発電量・蓄電量が決まると聞いております。

以上でございます。

○議長（田村昌巳） よろしいですか。8番門間淑子議員。

○8番（門間淑子） そうしますと、先ほど協定を結んで、その避難所として、これから使っていきますよということをベースにして、その避難所の人数とか、容量を計算して、そこに基づいて28年度にエントリーすると、補助金のエントリーをすると。それが下りてきたら、そこで工事が始まるわけですね。それはどのくらいのボリュームで、期間で、その発電がどのくらいで、どういう形になるのかっていうのを、もう少しイメージがわかる形で説明していただけないか。

○議長（田村昌巳） 石川館長。

○フレッシュランド西多摩館長（石川良仁） 失礼しました。ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

フレッシュランド西多摩で今考えております災害時の使用予定の居室の大きさにつきましては、フレッシュランド西多摩の大広間、それから体育館、こちらが災害時の避難予定室になりますが、こちらで災害時に使用する照明及び携帯電話機等の充電等に最低限必要な使用電力量が、東京都の消費電力積算表により算出されておまして、これによりまして、太陽光発電は15キロワット、蓄電池は30キロワット、合計45キロワットの太陽光発電・蓄電設備が設置できることとなります。東京都では、1キロワット当たり100万円の補助金がつくこととなります。したがって、補助金の限度額は4,500万円となる見込みでございます。

以上でございます。

工期につきましては、今年度、設計が完了しましたら、今年2月の当初予算の審議を議会で行いまして、当初予算が可決されました後に、年度が明けまして、4月以降、今年度、設計されました設計をもとに、東京都にまず補助金の申請をいたします。補助金の申請が下りましたら、工事の発注をさせ

ていただく予定でございます。したがって、工期の予定は、7月ごろまでに、東京都から補助金の許可をいただく予定でございます、7月以降に工事を発注しまして、28年度中に設置が完了する予定でございます。

以上でございます。（「はい、わかりました。」と門間議員の声あり）

○議長（田村昌巳） ほかにありますか。9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） 以前の議会でも言ったことと同じことになってしまうのですけれども、広域支援でお金がきますよね。そのお金は分賦金を減らす方向に向かっていくという枠組みにこうなっていますね。地元に住む私なんかからすると、ちょっとこれやはり困ったことで、ごみの量が増えるわけですから、分賦金を減らすということよりも、環境対策にこのお金はしっかり使うというふうに、ぜひ向けてほしいというふうに思っているのですね。以前はぜひ基金を、この西多摩衛生組合につくって、そこに積んで、やはりもう世界最高の衛生組合をつくるために、その基金を利用したらどうかと提案したのですけれども、（「意見ですか。意見。」と議長の声あり）待ってください。今回そういうふうにならずにですね、以前と同じように分賦金減らすということになってしまっているのですけれども、考え方はね、基本的な。それをお尋ねします。

○議長（田村昌巳） 宮崎事務局長。

○事務局長（宮崎長寿） 周辺住民、また構成市町と、また組合の議会の皆様方のご理解をいただいて、広域支援の方も、現在行わせていただいているところでございます。それらにつきましては、受け入れることによって、私ども、それなりの謝意をいただいているところでございます。それらにつきましては、私どもの施設の修繕、また公害をできるだけ減らすということで、バグフィルター、今年度も、今、決算の中では2号炉を去年やらせていただきました。また、今年度については、二つの1号炉と3号炉のバグフィルターを取り替えるような工事を、今、実施しまして、これからもう1基やる予定なのですが、それらにつきましては、やはりお金にちょっと色はないのですが、いろいろ精算は入ってきて、分賦金の中で精算等、いろいろやらせていただいておりますが、結局につきましては、いただいたお金は有効活用して、私どもの整備、また整備することによって、周辺に公害、公害っていうのは変でございますが、環境を良くするために、いろいろな形で使わせていただいていると解釈しております。

今も、今後つきまして、いろいろなご意見というような形ではいろいろ上がったところがございますが、それらにつきましても、今後そういう機会があれば、また、できるだけ周辺住民の環境整備をするような形の中で使うような形で、それはもう議会をはじめ、構成市町、皆様方とご相談される中で有効活用するような形は考えていきたいと考えております。

○議長（田村昌巳） 9番鈴木拓也議員。

○9番（鈴木拓也） 現在、その基金の設定ということがないということもありますので、今置いておく場所がないということもありますから、今議案には賛成したいというふうに思うのですけれども、やはり周辺に住んでいる住民の考え方としては、気持ちとして、やはり、そういうふうにやはり感じるのですよ、どうしても。できたらご検討いただきたいということを申し上げて、質問終わりにします。

○議長（田村昌巳） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田村昌巳） ほかになければ、以上で質疑を終わります。

ただいま、一括議題といたしました議案のうち、議案第10号、平成27年度西多摩衛生組合補正予算（第1号）の件について、お諮りいたします。

本案について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村昌巳) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、平成27年度西多摩衛生組合に係る経費の組合市町分賦金の変更についての件をお諮りいたします。

本案については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村昌巳) ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、27陳情第1号、入札業者選定が「行政処分ではない」との見解の是正を求める件を議題といたします。

朗読を省略し、直ちに本件に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。何かこの件でご質問なりありましたら、9番鈴木拓也議員。

○9番(鈴木拓也) 本陳情は、行政庁による入札業者選定は、行政処分だと主張していますが、西多摩衛生組合の見解はどうかということをお聞きします。

○議長(田村昌巳) 鈴木総務課長。

○総務課長(鈴木啓治) 実は、こちらの件につきましては、組合管理者にあてました請願もされてございまして、こちらの陳情と同一の日付で提出がございましたけれども、こちらにつきましては、管理者にお諮りした上で、9月15日付にて指名競争入札における指名業者の選定は、行政処分ではないと認識している旨の回答をさせていただいております。

以上でございます。

○議長(田村昌巳) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村昌巳) ほかになければ、以上で質疑は終わります。

これより27陳情第1号、入札業者選定が「行政処分ではない」との見解の是正を求める件を、挙手により採決いたします。

27陳情第1号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田村昌巳) 挙手なしであります。よって、本件は不採択とすることに決定をいたしました。

次に、日程第8、議員派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第13項及び議会会議規則第55条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要が生じた場合、その日時、場所、目的及び派遣議員名等については、議長に一任願いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田村昌巳) ご異議なしと認めます。よって、本件は議長に一任することに決定をいたしました。

以上で、本日の日程は、すべて終了いたしました。

閉会にあたりましては、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。

並木心管理者。

○管理者（並木 心） それでは、発言のお許しをいただきまして、ありがとうございます。

皆様、御承知のとおり、竹内青梅市長におかれましては、今月の29日をもって、首長、そして当組合の副管理者としての任期の満了を迎えられます。西多摩衛生組合議会が、本日が最終ということでございますので、この場をお借りし、ぜひとも竹内青梅市長から一言、ご退任にあたりましてのお言葉をいただきたく存じているところでございます。

議長において、よろしくお取り計らいくださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（田村昌巳） ただいま、並木管理者からの申し出を許可いたします。

それでは、11月29日をもって、任期満了を迎えられます竹内青梅市長より、ごあいさつをいただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○副管理者（竹内俊夫） 平成11年11月30日より、当西多摩衛生組合の副管理者を務めてまいりました青梅市長の竹内でございますが、来る11月29日をもって青梅市長退任、またこの衛生組合の管理者も退任させていただきます。16年の長きにわたりまして、衛生組合の皆様、また議会の皆様大変お世話になりました。ありがとうございました。大過なく卒業、退任できるということで、これまでの皆様方のご尽力に感謝申し上げます、あいさつにさせていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（田村昌巳） 竹内青梅市長におかれましては、長年、組合の理事者としてご尽力を賜り、大変ありがとうございました。心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

これをもって、平成27年第2回西多摩衛生組合議会定例会を閉会といたします。

なお、4時15分より、引き続き、議員全員協議会を開催いたしますので、よろしくお願ひをいたします。

午後4時05分 閉会